

## 参 考 資 料

- 参考資料1 一般社団法人全国空港ビル事業者協会  
2019年度 委員会等開催実績 . . . . . 59
- 参考資料2 一般社団法人全国空港ビル事業者協会  
2019年度 関係審議会・検討会等一覧 . . . 61
- 参考資料3 正味財産増減計算書（明細表）  
（2019年4月1日から2020年3月31日まで） . . 62
- 参考資料4 一般社団法人全国空港ビル事業者協会 定款 . . 65



**一般社団法人全国空港ビル事業者協会  
2019年度委員会等開催実績**

開催等年月日	曜日	開催等の内容	場所
2019年4月8日	月	第5回保安防災委員会	東京
2019年4月12日	金	協会監事による内部監査	東京
2019年4月18日	木	第5回理事会	東京
2019年4月26日	金	保安対策に関する航空局との意見交換(保安防災委員会)	東京
2019年5月23日	木	第6回理事会	出雲
2019年5月23日	木	第1回定時総会 ※協会名称変更に伴い第1回	
2019年5月23日	木	第7回理事会	
2019年7月4日	木	第5回総務委員会	東京
2019年7月11日-12日	木・金	第4回CS委員会	小松
2019年7月18日-19日	木・金	第5回地域振興委員会	奄美
2019年7月25日	木	第6回保安防災委員会	東京
2019年8月7日	水	第5回施設・技術委員会	東京
2019年9月5日	木	第6回総務委員会	東京
2019年9月10日	火	第6回地域振興委員会	東京
2019年9月19日	木	第8回理事会	東京
2019年9月25日	水	地方空港UD診断【1回目】(CS委員会、施設技術委員会)	小松
2019年9月26日	木	第7回保安防災委員会	東京
2019年10月3日	木	第6回施設・技術委員会	東京
2019年10月7日-8日	月・火	実務者研修会(総務委員会)	東京
2019年10月10日	木	地方空港UD診断【2回目】(CS委員会、施設技術委員会)	旭川
2019年10月10日-11日	木・金	接遇サービス研修会(CS委員会)	青森
2019年10月29日	木	地方空港UD診断【3回目】(CS委員会、施設技術委員会)	出雲
2019年10月29日	木	大阪航空局主催 管内ターミナル事業者懇談会	大阪
2019年11月6日-7日	水・木	第8回保安防災委員会	那覇
2019年11月11日-16日	月・火	海外空港視察研修会(CS委員会)	SIN、KUL
2019年11月12日	火	第7回地域振興委員会	東京
2019年11月21日	木	地方空港UD診断【4回目】(CS委員会、施設技術委員会)	宮崎
2019年11月21日-22日	木・金	第5回CS委員会	久米島
2019年11月25日-26日	月	第7回施設・技術委員会	女満別
2019年11月28日	木	管理者セミナー(CS委員会)	東京
2019年12月5日-6日	木・金	保安防災担当者セミナー(保安防災委員会)	東京
2019年12月12日	木	第7回総務委員会	山形
2020年1月9日	木	第9回理事会	東京
2020年1月23日	木	第8回地域振興委員会	東京
2020年1月29日	水	第8回施設・技術委員会	東京
2020年2月4日	火	第8回総務委員会	東京
2020年2月6日	木	第10回保安防災委員会	東京
2020年2月12日	水	第6回CS委員会	東京
2020年2月18日	火	第9回地域振興委員会	東京
2020年2月20日-21日	木・金	技術研修・見学会(施設・技術委員会)	※中止
2020年2月26日	水	第10回理事会	東京
2020年3月6日	金	第9回総務委員会	東京
2020年3月13日	金	第11回保安防災委員会	東京
2020年3月27日	金	第10回地域振興委員会	福岡



一般社団法人全国空港ビル事業者協会  
2019年度関係審議会・検討会等一覧

開催等年月日	曜日	活動等の内容	場所
2019年4月17日	水	改正バリアフリー法に関する説明会	東京
2019年4月19日	金	中部国際空港において確認された感染力のあるアフリカ豚コレラウイルスを踏まえた説明会	東京
2019年4月22日	月	日本認知症官民協議会 設立式	東京
2019年4月25日	木	空港における自然災害対応共有会議	東京
2019年5月10日	金	(公財)日本観光振興協会 第173回理事会	東京
2019年6月3日	月	移動等円滑化評価会議 関東分科会	東京
2019年6月7日	金	(公財)交通エコロジー・モビリティ財団 第35回理事会(横田会長 出席)	東京
2019年6月7日	金	(公財)日本観光振興協会 第56回通常総会	東京
2019年6月10日	月	「空の日」「空の旬間」実行委員会 第1回幹事会	東京
2019年6月14日	金	移動等円滑化評価会議 近畿分科会	大阪
2019年6月20日	木	第4回東京オリンピック・パラリンピックBJ受入対応意見交換会	東京
2019年6月26日	水	第2回子育てにやさしい移動に関する協議会	東京
2019年6月28日	金	(株)海外交通・都市開発事業支援機構 第5回株主総会	東京
2020年7月29日	月	第35回 航空保安保安委員会	東京
2019年8月1日	木	第1回移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会	東京
2019年8月26日	月	日本認知症官民協議会 第1回認知症バリアフリーWG	東京
2019年9月30日	月	第2回移動円滑化評価会議	東京
2019年10月1日	火	東京航空局長表彰式(横田会長 出席)	東京
2019年10月1日	火	大阪航空局長表彰式(高柴常務理事 出席)	大阪
2019年10月8日	火	(公財)交通エコロジー・モビリティ財団 第37回理事会(横田会長 出席)	東京
2019年10月17日	木	(株)海外交通・都市開発事業支援機構 アドバイザー会議	東京
2019年10月18日	金	JIS Z8210原案作成委員会	東京
2019年10月29日	火	第1回非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた検討会	東京
2019年10月29日	火	大阪航空局管内ターミナルビル事業者懇談会	大阪
2019年11月13日	水	世界遺産ルート推進協議会 令和元年度総会	東京
2019年11月15日	金	第8回バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会	東京
2019年11月29日	金	バリアフリー法等に関する交通事業者説明会	東京
2019年12月19日	木	「空の日」「空の旬間」実行委員会 第2回幹事会 ※書面開催	東京
2019年12月19日	木	第2回非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた検討会	東京
2019年12月24日	火	第9回多言語協議会	東京
2020年1月16日	木	第9回バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会	東京
2020年1月21日	火	第3回非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた検討会	東京
2020年1月21日	火	(公財)日本観光振興協会 第7回観光立国推進協議会(横田会長 出席)	東京
2020年2月28日	金	第4回非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた検討会 ※書面開催	東京
2020年3月11日	水	「空の日」「空の旬間」実行委員会 第3回幹事会 ※書面開催	東京
2020年3月17日	火	第3回移動円滑化評価会議 ※書面開催	東京
2020年3月17日	火	第36回 航空保安委員会 ※持ち回り開催	東京
2020年3月23日	月	(公財)交通エコロジー・モビリティ財団 第39回理事会(横田会長 出席)	東京
2020年3月30日	月	第4回子育てにやさしい移動に関する協議会 ※書面開催	東京

## 正味財産増減計算書(明細表)

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減	備 考
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 特定資産運用益	653	556	97	
特定資産受取利息	653	556	97	
② 受取会費	58,636,000	56,893,000	1,743,000	
正会員受取会費	48,566,000	48,960,000	△ 394,000	
特別会員受取会費	1,600,000	0	1,600,000	
賛助会員受取会費	8,470,000	7,933,000	537,000	
③ 実施事業収益	0	5,000	△ 5,000	
経常収益計	58,636,653	56,898,556	1,738,097	
(2) 経常費用				
① 事業費	34,611,175	34,126,704	484,471	
総務事業費	4,552,210	2,207,774	2,344,436	
会議費	569,724	404,440	165,284	
旅費交通費	548,763	167,750	381,013	
役員報酬	772,739	434,358	338,381	
給料及び手当	1,000,234	238,118	762,116	
福利厚生費	280,604	98,903	181,701	
退職給付費用	32,928	7,308	25,620	
光熱水料費	71,581	37,318	34,263	
賃借料	395,565	205,973	189,592	
通信運搬費	38,251	22,176	16,075	
消耗品費	273,263	133,214	140,049	
雑費	34,840	13,078	21,762	
業務委託費	488,204	404,784	83,420	
減価償却費	45,514	40,354	5,160	
CS事業費	10,394,812	5,238,011	5,156,801	
会議費	1,295,691	901,359	394,332	
旅費交通費	1,071,976	236,720	835,256	
諸謝金	172,507	205,685	△ 33,178	
役員報酬	1,767,641	1,034,187	733,454	
給料及び手当	2,288,032	566,947	1,721,085	
福利厚生費	641,881	235,483	406,398	
退職給付費用	75,323	17,400	57,923	
光熱水料費	163,741	88,853	74,888	
賃借料	904,855	490,411	414,444	
通信運搬費	87,499	52,800	34,699	
消耗品費	625,089	317,176	307,913	
雑費	79,698	31,138	48,560	
業務委託費	1,116,766	963,772	152,994	
減価償却費	104,113	96,080	8,033	
保安防災事業費	2,835,639	2,049,877	785,762	
会議費	522,474	486,900	35,574	
旅費交通費	117,090	44,220	72,870	
諸謝金	50,000	0	50,000	
役員報酬	482,962	403,333	79,629	
給料及び手当	625,145	221,109	404,036	
福利厚生費	175,378	91,839	83,539	
退職給付費用	20,580	6,786	13,794	

科 目	当年度	前年度	増減	備 考
光熱水料費	44,738	34,653	10,085	
賃借料	247,228	191,260	55,968	
通信運搬費	23,907	20,592	3,315	
消耗品費	170,789	123,699	47,090	
雑費	21,775	12,144	9,631	
業務委託費	305,127	375,871	△ 70,744	
減価償却費	28,446	37,471	△ 9,025	
施設・技術事業費	1,870,240	1,411,893	458,347	
会議費	115,144	360,445	△ 245,301	
旅費交通費	338,686	0	338,686	
役員報酬	318,755	279,230	39,525	
給料及び手当	412,596	153,076	259,520	
福利厚生費	115,749	63,581	52,168	
退職給付費用	13,583	4,698	8,885	
光熱水料費	29,527	23,990	5,537	
賃借料	163,171	132,411	30,760	
通信運搬費	15,778	14,256	1,522	
消耗品費	112,721	85,638	27,083	
雑費	14,371	8,407	5,964	
業務委託費	201,384	260,219	△ 58,835	
減価償却費	18,775	25,942	△ 7,167	
地域振興事業費	3,475,440	1,158,281	2,317,159	
会議費	236,474	160,606	75,868	
旅費交通費	620,753	90,940	529,813	
諸謝金	0	50,000	△ 50,000	
役員報酬	589,214	227,521	361,693	
給料及び手当	762,677	124,728	637,949	
福利厚生費	213,961	51,806	162,155	
退職給付費用	25,108	3,828	21,280	
光熱水料費	54,580	19,548	35,032	
賃借料	301,618	107,891	193,727	
通信運搬費	29,166	11,616	17,550	
消耗品費	208,363	69,779	138,584	
雑費	26,566	6,850	19,716	
業務委託費	372,255	212,030	160,225	
減価償却費	34,705	21,138	13,567	
情報共有費	5,229,505	13,051,039	△ 7,821,534	
ガールーン運用費	790,226	1,312,080	△ 521,854	
HP運用費	0	1,556,280	△ 1,556,280	
機関誌企画費	490,500	486,000	4,500	
役員報酬	888,650	2,575,125	△ 1,686,475	
給料及び手当	1,150,267	1,411,699	△ 261,432	
福利厚生費	322,694	586,354	△ 263,660	
退職給付費用	37,867	43,326	△ 5,459	
光熱水料費	82,318	221,243	△ 138,925	
賃借料	454,900	1,221,124	△ 766,224	
通信運搬費	43,988	131,472	△ 87,484	
消耗品費	314,253	789,770	△ 475,517	
雑費	40,067	77,533	△ 37,466	
業務委託費	561,434	2,399,793	△ 1,838,359	
減価償却費	52,341	239,240	△ 186,899	
関係団体連携事業費	6,253,329	9,009,829	△ 2,756,500	
会議費	0	160,233	△ 160,233	
旅費交通費	0	614,080	△ 614,080	
支払負担金	1,531,961	1,537,408	△ 5,447	

科 目	当年度	前年度	増減	備 考
役員報酬	1,062,516	1,778,801	△ 716,285	
給料及び手当	1,375,320	975,149	400,171	
福利厚生費	385,830	405,032	△ 19,202	
退職給付費用	45,276	29,928	15,348	
光熱水料費	98,424	152,827	△ 54,403	
賃借料	543,902	843,507	△ 299,605	
通信運搬費	52,595	90,816	△ 38,221	
消耗品費	375,737	545,544	△ 169,807	
雑費	47,906	53,557	△ 5,651	
業務委託費	671,280	1,657,689	△ 986,409	
減価償却費	62,582	165,258	△ 102,676	
②管理費	22,216,497	18,287,892	3,928,605	
会議費	2,837,688	2,679,683	158,005	
旅費交通費	1,005,130	393,960	611,170	
清掃費	124,070	123,120	950	
印刷製本費	436,021	473,903	△ 37,882	
委託費	16,660	46,354	△ 29,694	
図書費	192,841	186,392	6,449	
諸謝金	653,023	600,000	53,023	
租税公課	80,000	134,350	△ 54,350	
慶弔費	88,748	59,204	29,544	
役員報酬	3,776,763	3,609,311	167,452	
給料及び手当	4,888,637	1,978,647	2,909,990	
福利厚生費	1,371,452	821,837	549,615	
退職給付費用	160,935	60,726	100,209	
光熱水料費	349,852	310,096	39,756	
賃借料	1,933,325	1,711,535	221,790	
通信運搬費	186,950	184,272	2,678	
消耗品費	1,335,573	1,106,946	228,627	
雑費	170,283	108,670	61,613	
業務委託費	2,386,096	3,363,566	△ 977,470	
減価償却費	222,450	335,320	△ 112,870	
經常費用計	56,827,672	52,414,596	4,413,076	
当期經常増減額	1,808,981	4,483,960	△ 2,674,979	
2. 經常外増減の部				
(1) 經常外収益				
經常外収益計	0	0	0	
(2) 經常外費用				
經常外費用計	0	0	0	
当期經常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	1,808,981	4,483,960	△ 2,674,979	
一般正味財産期首残高	21,016,041	16,532,081	4,483,960	
一般正味財産期末残高	22,825,022	21,016,041	1,808,981	
II. 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III. 正味財産期末残高	22,825,022	21,016,041	1,808,981	



# 一般社団法人全国空港ビル事業者協会 定款

施行 平成30年5月24日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国空港ビル事業者協会（以下「本協会」という。）と称し、英文では、The All Japan Airport Terminal Association ,Inc.（略称ATA JAPAN）とする。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、我が国の経済・観光の重要な交通基盤である空港ターミナルビルの施設及び管理の改善並びに空港利用者の利便の向上及び安全・安心の確保に関する活動を行い、会員相互の協力・扶助・連携を強化し、空港ターミナルビル事業の振興及び地域の活性化並びに航空事業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 空港ターミナルビル施設の管理運営及び空港ターミナルビル利用者の利便性・快適性の向上並びに地域との連携に関する調査研究及び情報の発信
- (2) 関係省庁等に対する提言及び意見の具申
- (3) 航空関係事業者又は関係団体との連絡調整
- (4) 会員の事業運営及び人材育成に関する講演会、講習会、国内外の空港視察研修会等の開催
- (5) 機関誌及び空港ターミナルビル関係図書の刊行
- (7) 国が推進する航空インフラ海外展開に関する協力
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、国内の空港ターミナル事業者において連携し、全国において行うものとする。

## 第3章 会員

(構成員)

第5条 本協会の会員は、正会員、特別会員、賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に関連する事業及び活動を現に行っているか又は今後行う確実な予定がある法人又は団体であって、本協会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 特別会員 国内で空港運営事業を行っている法人又は団体が、本協会の目的に賛同して入会したもの
- (3) 賛助会員 本協会の目的に関連する事業及び活動を現に行っているか又は今後行う確実な予定がある個人又は法人若しくは団体であって、本協会の事業を

賛助するため入会したもの

(入会)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより入会の申込をし、その承認を受けなければならない。

2 入会は、理事会において別に定めるところにより、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定めるところにより会費を納めなければならない。

2 既納の会費は、返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議に基づき当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を毀損し、又は本協会の目的に反する行為があったとき
- (2) 定款又は総会の決議に違反したとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合、総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費を2年以上滞納したとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し若しくは解散したとき又は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定により退会し、除名され、又はその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本協会は、会員が退会し、除名され、又はその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 会員の経費負担の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3月以内に招集する。
- 3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

（議長）

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がこれを代行する。

（議決権）

第17条 総会の議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 会員の除名
  - (3) 監事の解任
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

（書面表決）

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、若しくは代理出席者又は他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は、出席したものとみなす。

- 2 前項の代理権の授受は総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録は、議長が作成し、議長及び議長が指名した出席正会員2名以上が、これに署名押印するものとする。
- 3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名以内
  - (3) 常務理事 1名
  - (4) 理事 15名以上25名以内(会長、副会長及び常務理事を含む。)
  - (5) 監事 2名又は3名
- 2 前項の会長をもって一般法上の代表理事とし、常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事は正会員から、また、監事は正会員又は学識経験者から、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、代表理事として法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表して、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、業務執行理事として会長及び副会長を補佐し、その職務を行う。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、会計及び財産の状況並びに理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総

会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事並びに会員に所属する理事及び監事以外の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

- 第28条 本協会に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推せんにより、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、本会の運営に関する重要事項につき、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
  - 4 顧問の任期及び報酬等は理事に準ずる。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第29条 本協会に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本協会の業務執行の決定
  - (2) 総会に提出する議案
  - (3) 総会によって委任された事項
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 会長、副会長及び常務理事の選任及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
  - 3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
  - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 前条第2項の規定は、議長について準用する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 委員会

(常設委員会及び特別委員会)

第35条 本協会に、事業に関する専門事項を審議するため、理事会の決議を経て、常設委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常設委員会及び特別委員会に関する必要事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第8章 事務局

(事務局)

第36条 本協会に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第37条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 許可、認可及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) 理事及び監事の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の構成)

第39条 本協会の財産は、会費、寄付金及びその他の収入から成るものとする。

(財産の管理)

第40条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(暫定予算)

第43条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 財務諸表の注記
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (7) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号については承認を受けなければならない。

4 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第47条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第48条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本協会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

### 第12章 雑則

(細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、本協会の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、新堂秀治、業務執行理事は、石山 齊とする。

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の一部改正は、平成26年8月18日から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、平成30年5月24日から施行する。